

平成19年1月9日
生環一第15号
警察本部長

銃砲刀剣類所持許可等事務処理要領

(概要)

本要領は、所持許可等に関する事務、銃砲刀剣類所持不適合者の調査、行政処分などの手続及び留意事項その他銃砲刀剣類の許可等に関し必要な事項を定めたものである。

第1章 総則

第2章 所持許可

第3章 許可後の措置

第4章 銃砲刀剣類所持不適合者の排除

第5章 指定射撃場及び射撃指導員の指定等

第6章 銃砲刀剣類取扱業の届出等

第7章 補則